

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和元年11月21日付け元北建第3482号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 「〇〇〇〇〇の共同墓地の所有者である被相続人〇〇〇〇〇の相続関係説明図」のうち、被相続人の「本籍」、「住所」、「死亡年月日」、「出生」、「死亡」の項目名及び被相続人の住所を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和元年10月7日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇の相続関係説明図（最近の調査で確定したもの）」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「〇〇〇〇〇の共同墓地に関し、共有者（1名分）の相続関係説明図（令和元年9月までに確認できたもの）」（以下「対象公文書」という。）を特定した上で、条例第11条第1項の規定により、「個人の氏名、続柄及び本籍」、「個人の出生及び死亡の年月日」及び「個人の婚姻及び離婚の履歴」が記載された部分が条例第7条第2号に該当するとして、「個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。」との理由を付して、当該部分を不開示とする公文書一部開示決定（以下「前回処分」という。）を行い、令和元年10月21日付けで、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、前回処分を不服として、令和元年10月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対して審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和元年11月19日付けで、審査請求人に対し前回処分を取り消す旨の通知を行い、これにより争うべき処分が存在しなくなったことを理由に、令和元年11月20日付けで、前回審査請求を却下する旨の裁決をした。
- 5 実施機関は、「登記名義人の氏名を除く個人情報」が記載された部分については条例第7条第2号に該当するとして、「個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。」との理由を付して、被相続人の本籍、住所、死亡年月日及び被相続人の親族の氏名、続柄、生年月日、本籍、住所、出生、死亡並びに系譜の線を不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を改めて行い、令和元年11月21日付けで、審査請求人に通知した。
- 6 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年11月27日付けで、行政不服審査法第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

- 7 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和2年3月24日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、前回処分で一部開示された「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名を含む相続関係図を開示するとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、当初、「個人の氏名、続柄及び本籍」、「個人の出生及び死亡の年月日」及び「個人の婚姻及び離婚の履歴」が記載された部分が、「個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。」との理由から、条例第7条第2号に該当するとして、当該部分を不開示とする前回処分を行ったため、審査請求人は、これを不服として前回審査請求を行った。

その理由は、審査請求人が平成22年及び平成28年に行った公文書開示請求では、実施機関は相続関係説明図において被相続人名を開示しているのであるから、前回処分についてもこれを開示すべきであること、また、被相続人の親族のうち審査請求人（開示請求者）の氏名については開示すべきであることの2点である。

- (2) 実施機関は、前回審査請求に対し、令和元年11月19日付けで前回処分を取り消しており、令和元年11月20日付けで、「争うべき処分が存在しないことから、審査請求を却下する。」と裁決している。令和元年11月21日に改めて行われた本件処分では、「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名を含む相続関係図の全部を不開示としており、明らかな不当処分である。

- (3) 実施機関は、前回審査請求に対し、審査請求人が条例適用の誤りを指摘した被相続人名と審査請求人名について開示しただけでなく、「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名を含む相続関係図の全部について不開示決定している。

前回処分で「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名を含む相続関係図を開示しておきながら、前回審査請求の裁決後の改めての決定で不開示としたことは納得がいかない。審査請求人に条例適用の誤りを指摘されて前回処分を取り消したのであれば、指摘された被相続人名と審査請求人名を開示すればいいのであり、「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名を含む相続関係図の全部を不開示とすることは不当である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が対象公文書を一部開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、〇〇〇〇〇の共同墓地の所有権者である被相続人〇〇〇〇〇の相続

関係説明図であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 一部開示理由について

- (1) ○○○○○の共同墓地の一部は、実施機関が実施する道路事業に必要となる事業用地であり、実施機関では、当該事業用地を取得するべく、所有権者の相続調査及び用地交渉を行っているところであり、実施機関と審査請求人は以前から当該共有墓地の権利関係について種々やりとりをしていた経緯がある。

実施機関は、審査請求人とのこれまでのやりとりの中で、審査請求人が、当該共有墓地の相続を整理したい意向であること、また、当該共有墓地における県の相続調査の進捗状況を確認するために本件請求を行ったと認識した。

実施機関では、本件請求の趣旨に法令上可能な範囲で応えるため、対象公文書のうち系譜の線及び「本籍」、「出生」、「死亡」といった項目名を開示する一方で、被相続人及び被相続人の親族の氏名、続柄、本籍、出生及び死亡の年月日、婚姻並びに離婚の経歴については、系譜の線と照合することにより特定の個人の識別が可能であるため、条例第7条第2号で定める「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とする前回処分を行った。

- (2) しかし、審査請求人が、「実施機関は、平成22年及び同28年に行った公文書開示請求において被相続人名を開示しているのであるから、前回処分についてもこれを開示すべきであること」、また、「被相続人の親族のうち審査請求人の氏名については、自身の氏名であるため開示すべきであること」を理由として前回審査請求を行ったことから、実施機関は、前回処分を取り消したのち、審査請求人の主張する平成22年及び平成28年の公文書一部開示決定と同様に、被相続人の氏名を開示し、それ以外の個人情報を開示とする本件処分を行い、審査請求人に対して通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「前回処分が開示された部分が、本件処分により、被相続人の氏名を除き不開示と改められたことは納得がいかない。審査請求人に条例適用の誤りを指摘されて処分を改めたのであれば、指摘のとおり被相続人名と被相続人の親族の一人である審査請求人名を開示すればよい。「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名を含む相続関係図の全部を開示としたことは不当処分であり、開示を求める。」と主張する。

確かに実施機関では当初、被相続人の氏名は登記事項証明書等で公にされた個人情報ではあるものの、被相続人の氏名を伏せることにより法令上可能な範囲でより多くの情報を審査請求人が得ることができることから、第4の2の(1)に記載の内容で前回処分を行った。

しかし、前回審査請求において審査請求人が求めた被相続人の氏名を開示すると、系譜をたどり取得した戸籍など、他の情報と照合することにより他の相続人が類推できることから、平成22年及び平成28年の公文書一部開示決定と同様に、前回処分が開示した系譜の線を含む被相続人の「本籍」、「出生」、「死亡」といった項目名及び被相続人の親族の氏名、住所並びに系譜の線を開示とする本件処分を行っ

たものである。

よって、対象公文書のうち、被相続人の氏名については開示とし、それ以外の個人情報を開示とした本件処分には、違法又は不当な点は存在せず、審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり本件請求の対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはない。

そのため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号に該当することを理由に、第2の5に記載の情報について不開示としているが、審査請求人は、それらのうち、前回処分によって開示された、系譜の線及び「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」等の項目名の開示を求めていることから、以下、当該情報の不開示情報該当性を検討することとする。

3 条例第7条第2号について

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であつて職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心

身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについて、不開示情報になるという趣旨である。

なお、条例第7条第2号に規定する「個人」には、生存する個人だけでなく、死者も含まれる。

本件対象公文書は、実施機関がその職権で取得した戸籍謄本を基に作成した相続関係説明図であり、被相続人の氏名、本籍、住所、死亡年月日、生年月日及び被相続人の親族の氏名、続柄、生年月日、本籍、住所、出生、死亡並びに系譜の線が記載されている。

これらの情報のうち、実施機関は、被相続人の氏名を除く情報を不開示としたが、当該部分の条例第7条第2号の該当性について、以下、個別に判断する。

ア 被相続人に係る情報

(ア) 被相続人の本籍、死亡年月日及び生年月日については、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明白であるから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 被相続人の「本籍」、「住所」、「死亡年月日」、「出生」、「死亡」の項目名については、これを単独で開示することにより、特定の個人を識別できるものに該当するとは認められない。また、当該項目名を開示することで個人の権利利益を害するおそれがあると認められる特段の事情もないことから、実施機関が当該項目名を不開示とした判断は妥当ではなく、開示すべきである。

(ウ) 被相続人の住所については、当該土地の登記事項証明書に記載の情報と同一である場合は、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示することが妥当であると認められるところ、実施機関によると、対象公文書に記載の住所と登記事項証明書に記載の住所は、時の経過とともにその表示が変遷しているため異なるものの、同一の土地を示すものである旨が確認された。したがって、被相続人の住所について不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

イ 被相続人の親族に係る情報

被相続人の親族の「氏名」、「続柄」、「本籍」、「住所」、「出生」、「死亡」の項目名及びそれらの情報については、これを開示することにより、対象公文書内の情報の位置関係から、被相続人の相続人の状況等を推認できるものと解されるから、いずれも条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められることから、不開示とすることが妥当である。この判断は、請求者のい

かんを問わず、開示を行うか否かを判断するという条例の趣旨に鑑み、たとえ当該情報が審査請求人自身の情報であったとしても、左右されるものではない。

ウ 系譜の線

系譜の線については、これを開示することにより、対象公文書内の情報の位置関係から、被相続人の親族の人数やその婚姻関係といった個人情報明らかになることから、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの、又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。したがって、これを不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年3月24日	・実施機関から諮問書及び弁明書（写）を收受
令和2年11月16日 （第295回審査会）	・審査請求の経過説明 ・審議
令和2年12月14日 （第296回審査会）	・実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・審議
令和3年1月18日 （第297回審査会）	・審議
令和3年2月16日 （第298回審査会）	・審議
令和3年3月17日 （第299回審査会）	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者